

## ○佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この告示は、脱炭素社会の実現と家庭におけるエネルギー費用の負担軽減に向けて、省エネ性能の高い給湯器等の高効率エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している又は居住しようとする市内の住宅に補助対象設備を設置する個人であること。
- (2) 納期が到来している市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者又は同一世帯員が過去3年間にこの補助金及びクリーンエネルギー導入促進補助金で高効率エネルギー設備の交付を受けていないこと。
- (4) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (5) 別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

### （補助対象設備）

第3条 補助対象設備は、次の高効率エネルギー設備とし、新品（未使用品）に限るものとする。

- (1) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- (2) ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
- (3) ハイブリッド給湯器（ECO ONE）
- (4) 高効率石油給湯器（エコフィール）
- (5) 家庭用燃料電池（エネファーム）
- (6) 太陽熱温水器

2 当該年度4月1日以降に購入するものとし、交付決定前に購入した設

備についても本補助金の交付対象経費として取り扱うものとする。

（補助金額）

第4条 補助金額は、補助対象設備（本体機器及び配管部材）の購入費用（消費税を除く。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、高効率エネルギー設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、高効率エネルギー設備導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して高効率エネルギー設備導入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助金交付決定額の20%以内の減額変更や事業目的の遂行に影響を及ぼさない軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。なお、補助金額の増額変更は認めないものとする。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受

けること。

- (4) 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (5) 補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出すること。ただし、交付決定前に、補助対象事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに報告するものとする。
- (6) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (7) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (8) 市長が第18条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (9) 第18条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (10) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (11) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項の規定により処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (12) 処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、市

長の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すること。

- (13) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内に市長に届け出ること。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、高効率エネルギー設備導入促進補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助事業の内容変更（ただし、軽微な変更は除く。）をしようとするときは、速やかに高効率エネルギー設備導入促進補助金変更承認申請書（様式第5号）に添付書類を添えて市長に申請し、承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、高効率エネルギー設備導入促進補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、高効率エネルギー設備導入促進補助金実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、交付決定前に、補助対象事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに報告するものとする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査

及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高効率エネルギー設備導入促進補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された高効率エネルギー設備導入促進補助金交付請求書（様式第9号）により補助金を支払うものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から高効率エネルギー設備導入促進補助金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、高効率エネルギー設備導入促進補助金中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第10条から前条までの規定を準用する。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、高効率エネルギー設備導入促進補助金取得財産等管理台帳（様式第12号）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業を行う年度に取得財産等があるときは、高効

率エネルギー設備導入促進補助金取得財産等管理明細表（様式第12号の2）を、第10条の規定により実績報告書を提出する際に添付して提出しなければならない。

- 4 補助事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは、高効率エネルギー設備導入促進補助金財産処分収入金報告書（様式第13号）を市長に提出し、市の請求に応じその収入の一部を市に納付しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条 補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格が単価50万円以上の第3条に掲げる補助対象設備とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を準用する。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、高効率エネルギー設備導入促進補助金財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第4項の規定は適用しない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (2) 第6条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
  - (3) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
  - (4) その他法令等に違反したとき。
  - (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、高効率エネルギー設備導入促進補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助事業者に通知する。
  - 3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後に

においても適用する。

（補助金の返還等）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、高効率エネルギー設備導入促進補助金返還命令書（様式第16号）により行う。

5 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

6 取得財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

（加算金）

第19条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、高効率エネルギー設備導入促進補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第17号）により行うものとする。

（延滞金）

第20条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があるとき認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、高効率エネルギー設備導入促進補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第17号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第21条 市長は、補助事業者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、高効率エネルギー設備導入促進補助金停止通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

3 別表第1に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告及び調査）

第22条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに高効率エネルギー設備導入促進補助金遂行状況報告書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第18条及び第19条の規定を準用する。

(協力事項)

第23条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

(1) 成果に関する資料の作成

(2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表

(3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第24条 この事業の事務は、総合政策課において所掌する。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1 （第 2 条、第21条関係）

| 措置要件                                                                                     | 交付停止期間                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。                                                     | 処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月 |
| 補助金等の他の用途への使用があったとき。                                                                     | 処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月 |
| 補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。 | 処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月  |
| 事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。                  | 処分を發した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月      |

別表第2(第18条関係)

| 区分    |              | 承認条件                                      | 返還額                                             | 備考                                                         |
|-------|--------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 目的外使用 | 補助事業を中止しない場合 | 返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。） | 目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。 | 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、補助対象財産の遊休期間内に一時使用する場合は、返還を要しない。 |
|       | 補助事業を中止する場合  | 返還                                        | 財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を返還する。         | 自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。                                   |
|       | 上記以外の場合      | 返還                                        | 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。            |                                                            |
| 譲渡    | 有償           | 返還                                        | 譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。      |                                                            |
|       | 無償           | 返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、当該財              | 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。            | 処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、返還を要しない。                          |

|     |                 |                                                          |                                                                |                                    |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------|
|     |                 | 産の状況を報告すること。)                                            |                                                                |                                    |
| 交換  | 下取り交換の場合        | 補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること。 |                                                                | 新規購入するものは、当初の補助対象財産の要件を備えているものに限る。 |
|     | 下取り交換以外の場合      | 交換差益額を返還                                                 | 交換差益額に補助率を乗じた金額を返還する。                                          | 原則、交換により差損が生じない場合に限る。              |
| 貸付け | 有償（遊休期間内の一時貸付け） | 収益について返還、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。                       | 貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を返還する。 |                                    |
|     | 無償（遊休期間内の一時貸付け） | 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。                                   |                                                                |                                    |
|     | 上記以外の場合         | 返還                                                       | 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。                           |                                    |
| 担保  | 補助残融資           | 本来の補助目的                                                  |                                                                |                                    |

|        |                       |                 |                                      |  |
|--------|-----------------------|-----------------|--------------------------------------|--|
|        | 又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合 | の遂行に影響を及ぼさないこと。 |                                      |  |
|        | 上記以外の場合               | 返還              | 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。 |  |
| 取壊し、廃棄 |                       | 返還              | 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。 |  |

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
メールアドレス

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金交付申請書

年度において、高効率エネルギー設備導入促進補助金の交付を受けたいので、佐渡市高効率エネルギー導入促進補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請し、併せて誓約及び同意します。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象設備の種類<br>(該当するものに☑)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)<br><input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯器(エコキュート)<br><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器(ECO ONE)<br><input type="checkbox"/> 高効率石油給湯器(エコフィール)<br><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)<br><input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 |
| 補助対象設備の設置場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 佐渡市                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 補助対象経費(本体機器及び配管部材)※消費税を除く                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 円 ①                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 補助金交付申請額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ①×1/2(千円未満切捨、上限15万円) 円                                                                                                                                                                                                                                               |
| 補助事業の完了(予定)日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>【添付書類】</b><br><u>共通</u><br><input type="checkbox"/> 設置する設備の型番や容量等が確認できる書類<br><u>申請日において、補助対象事業が完了している者の提出書類</u><br><input type="checkbox"/> 補助対象経費が確認できる請求書等の写し<br><input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し<br><input type="checkbox"/> 設置位置図及び設置状況が確認できる写真(全体写真と型番が確認できる写真)<br><u>申請日において、補助対象事業が完了していない者の提出書類</u><br><input type="checkbox"/> 補助対象経費が確認できる見積書の写し(請求書を受領済みの場合は請求書の写し)<br><input type="checkbox"/> 設置予定場所の位置図、写真(撮影日は申請日から10日以内とすること。)<br>※確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>誓約書兼同意書</b><br>私は、補助金の交付を申請するに当たり、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱に規定する全ての要件を満たしていることを誓約いたします。<br>また、補助金の交付の申請に当たり、私の世帯の住民基本台帳、市税等の納付状況について担当職員が確認することについて同意いたします。<br>この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                      |

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、補助金交付額確定後の交付請求書をメール提出することが可能です。

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高効率エネルギー設備導入促進補助金の  
交付について、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第6条第1項  
の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象設備の種類<br>(該当するものに☑) | <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)<br><input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯器(エコキュート)<br><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器(ECO ONE)<br><input type="checkbox"/> 高効率石油給湯器(エコフィール)<br><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)<br><input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 |
| 交付決定額                   | 円                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 交付決定の内容                 | この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容<br>及びこれに要する経費の配分は、 年 月 日付け、<br>申請書記載のとおりとする。                                                                                                                                                                                              |
| 交付の条件                   | 佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱<br>第7条の交付条件を遵守すること。                                                                                                                                                                                                                         |

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高効率エネルギー設備導入促進補助金の  
交付について、佐渡市高効率エネルギー導入促進補助金交付要綱第6条第3項の規  
定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 不交付の理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった高効率エネルギー設備導入促進補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 取下げ理由

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 補助対象設備の種類<br>(該当するものに☑)                                                                       | <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)<br><input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯器(エコキュート)<br><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器(ECO ONE)<br><input type="checkbox"/> 高効率石油給湯器(エコフィール)<br><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)<br><input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 |    |
| 変更内容及び理由                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
| 補助対象経費(本体機器及び配管部材)※消費税を除く                                                                     | 当初                                                                                                                                                                                                                                                                   | 円  |
|                                                                                               | 変更                                                                                                                                                                                                                                                                   | 円① |
| 補助金交付決定額                                                                                      | 円                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |
| 補助金変更交付申請額                                                                                    | ①×1/2(千円未満切捨、上限15万円) 円                                                                                                                                                                                                                                               |    |
| 変更後の補助事業の完了予定日                                                                                | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                |    |
| <b>【添付書類】</b><br><input type="checkbox"/> 当初内容との変更箇所が確認できる書類<br>※確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |

様式第6号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した高効率エネルギー設備導入促進補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

|                         |                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象設備の種類<br>(該当するものに☑) |                                                                             | <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)<br><input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯器(エコキュート)<br><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器(ECO ONE)<br><input type="checkbox"/> 高効率石油給湯器(エコフィール)<br><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)<br><input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 |
| 交付決定額<br>(変更内訳)         | 変更前の額                                                                       | 円                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                         | 変更後の額                                                                       | 円                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                         | 差額                                                                          | 円                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 変更交付決定の内容               | この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載事項のとおりとする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 交付の条件                   | 佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                      |

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
メールアドレス

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった高効率エネルギー設備導入促進補助金について、佐渡市高効率エネルギー導入促進補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象設備の種類<br>(該当するものに☑)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)<br><input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯器(エコキュート)<br><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器(ECO ONE)<br><input type="checkbox"/> 高効率石油給湯器(エコフィール)<br><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)<br><input type="checkbox"/> 太陽熱温水器 |
| 補助金交付決定額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 円①                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 補助対象経費(本体機器及び配管部材)※消費税を除く                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 円②                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 補助金実績申請額<br>※①又は②×1/2(千円未満切捨)のいずれか少ない方                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 円                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 補助事業の完了日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>【添付書類】</b><br><u>共通</u><br><input type="checkbox"/> 取得財産等管理明細表(様式第12号の2)※設備の取得価格が50万円以上の場合<br><u>申請日において、補助対象事業が完了していない者の提出書類</u><br><input type="checkbox"/> 補助対象経費が確認できる請求書等の写し<br><input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し<br><input type="checkbox"/> 設置位置図及び設置状況が確認できる写真(全体写真と型番が確認できる写真)<br>※確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |

様式第8号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした高効率エネルギー設備導入促進補助金については、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

4 額を変更して確定した理由

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった高効率エネルギー設備導入促進補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関名・支店名  
口座種別  
口座番号  
(フリガナ)  
口座名義人

|       | 役職 | 氏名 | 連絡先 |
|-------|----|----|-----|
| 発行責任者 |    |    |     |
| 担当者   |    |    |     |

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった高効率エネルギー設備導入促進補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 (中止・廃止)の理由

様式第11号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金中止(廃止)承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した高効率エネルギー設備導入促進補助金について、年 月 日付け中止(廃止)承認申請書で申請のあった中止を承認しますので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

様式第 12 号(第 15 条関係)

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金取得財産等管理台帳

| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) | 取得<br>年月日 | 耐用<br>年数 | 保管<br>場所 | 備考 |
|-----|----|----|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----|
|     |    |    |           |           |           |          |          |    |

- 1 対象となる取得財産等は、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第16条第1項に定める取得価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、(イ)ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、(ウ)ハイブリッド給湯器(ECO ONE)、(エ)高効率石油給湯器(エコフィール)、(オ)家庭用燃料電池(エネファーム)、(カ)太陽熱温水器とする。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 12 号の2(第 15 条関係)

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金取得財産等管理明細表

| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価<br>(円) | 金額<br>(円) | 取得<br>年月日 | 耐用<br>年数 | 保管<br>場所 | 備考 |
|-----|----|----|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----|
|     |    |    |           |           |           |          |          |    |

- 1 対象となる取得財産等は、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 16 条第1項に定める取得価格が1件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、(イ)ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、(ウ)ハイブリッド給湯器(ECO ONE)、(エ)高効率石油給湯器(エコフィール)、(オ)家庭用燃料電池(エネファーム)、(カ)太陽熱温水器とする。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 13 号(第 15 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金財産処分収入金報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた高効率エネルギー設備導入促進補助金で取得した財産について、下記のとおり財産処分を行いましたので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第15条第4項の規定により報告します。

記

1 財産処分の内容

2 財産処分に伴い得た収入金 円

様式第 14 号(第 16 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた 年度高効率エネルギー設備導入促進補助金に係る財産処分の承認を受けたいので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第16条第3項の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

(1) 財産の名称及び仕様等

(2) 処分の方法

(3) 処分の時期

(4) 残存簿価

(5) 処分による収入金

(6) 処分理由

2 処分しようとする相手方

- ・住所
- ・氏名又は団体名称及び代表者名
- ・使用の目的
- ・使用の条件

3 納付すべき金額及び算出基礎

様式第15号(第17条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした高効率エネルギー設備導入促進補助金については、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第17条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 設置設備の種類(該当するものに☒)

- ☐潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐太陽熱温水器

2 交付決定取消額 円

3 交付決定取消の内容・理由

様式第16号(第18条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金返還命令書

佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第18条第4項の規定により、  
下記のとおり返還を命ずる。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 返還すべき額

3 返還期限

4 返還を命ずる理由

5 返還方法

6 補助対象年度

7 補助金等の名称

8 補助金等の交付決定通知額

9 補助金等の交付済額

|   |   |   |    |   |
|---|---|---|----|---|
| 年 | 月 | 日 | 交付 | 円 |
| 年 | 月 | 日 | 交付 | 円 |

10 補助金等の交付確定額

様式第17号(第19条、第20条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金返還に係る  
(加算金・延滞金)(免除・減額)申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の(交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた)高効率エネルギー設備導入促進補助金の返還に係る(加算金・延滞金)(免除・減額)を受けたいので、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第(19・20)条第(3・4)項の規定により申請します。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2(加算金・延滞金)の額 円

3(加算金・延滞金)(免除・減額)申請の理由

様式第18号(第21条関係)

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長



年度高効率エネルギー設備導入促進補助金停止通知書

佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第21条第2項の規定により、  
補助金等の交付を(停止・再停止)する。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 停止期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

様式第19号(第22条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年度高効率エネルギー設備導入促進補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった高効率エネルギー設備導入促進補助金の遂行状況を、佐渡市高効率エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第22条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 設置設備の種類(該当するものに☑)

- ☐ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ☐ ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ☐ ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ☐ 高効率石油給湯器(エコフィール)
- ☐ 家庭用燃料電池(エネファーム)
- ☐ 太陽熱温水器

2 事業の遂行状況及び進捗率